

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

- 1 本件は、再審査請求人（以下「請求人」という。）が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長が平成○年○月○日付けでこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けをもってこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

- 2 再審査請求は、平成26年法律第69号による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

そうすると、郵便物等配達証明書によれば、審査官の決定書の謄本が請求人に配達された日は、平成○年○月○日であるから、本件再審査請求の請求期間は、その翌日から起算して60日目に当たる日である平成○年○月○日までとなる。

しかるに、請求人が労働保険再審査請求書を当審査会に宛てて郵便により発信したのは、平成○年○月○日であり、本件再審査請求は、法定の請求期間を経過した後に行われたものである。

- 3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を経過した後に行われた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでないと定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求でき

なかったであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれを見ると、請求人は、請求期間を経過した理由について、平成○年○月○日付けの労働保険再審査請求書において、要旨、入院していたためと述べている。しかしながら、同年○月○日及び同月○日当審査会受付の領収書等をみても、請求期間経過後に入院又は通院していたということが認められるのみであり、請求人が主張する理由は、請求期間中に誰もが請求できなかったであろうことをうかがい知るに足りる事情であるとはいえず、上記の「正当な理由」について疎明したものとは認められない。

- 4 以上のとおり、本件再審査請求は不適法なものであってその欠陥が補正することができないものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。